

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成26年7月24日(2014.7.24)

【公開番号】特開2013-248285(P2013-248285A)

【公開日】平成25年12月12日(2013.12.12)

【年通号数】公開・登録公報2013-067

【出願番号】特願2012-126488(P2012-126488)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 2 D

A 6 3 F 5/04 5 1 2 A

A 6 3 F 5/04 5 1 6 D

【手続補正書】

【提出日】平成26年6月11日(2014.6.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数種類の図柄が施され、回転駆動される複数のリールと、

前記複数のリールを回転させ、遊技を開始させるために操作されるスタートレバーと、

前記複数のリールそれぞれに対応して設けられ、回転中の前記複数のリールを個別に停止させるために操作されるストップボタンと、

前記複数のリールを制御するリール制御手段と、

演出手段と、

前記演出手段を制御する演出制御手段と、を備えた遊技台であって、

前記リール制御手段は、

第一の許容条件が充足され、かつ前記ストップボタンが第一の操作条件に従って操作された場合には、前記複数のリールを第一の停止態様で停止させる一方、

前記第一の許容条件が充足され、かつ前記複数のリールに対応する前記ストップボタンが前記第一の操作条件に従って操作されなかった場合には、前記複数のリールを前記第一の停止態様で停止させず、

前記複数のリールのうちの少なくとも一部のリールを回転させることで前記複数のリールを前記第一の停止態様と同一または異なる第二の停止態様に切換える切換制御を実行可能に構成され、

前記第一の許容条件が充足された場合には、前記複数のリールが前記第一の停止態様で停止されたこと、および前記複数のリールに対応する前記ストップボタンが前記第一の操作条件に従って操作されたことのいずれか一つに加え、前記スタートレバーが操作されたことに基づいて、前記切換制御を実行する一方、

前記第一の許容条件が充足され、前記複数のリールが前記第一の停止態様で停止されなかった場合には、前記切換制御を実行せず、

前記第一の許容条件とは異なる第二の許容条件が充足され、かつ前記ストップボタンが第二の操作条件に従って操作された場合には、前記複数のリールを前記第一の停止態様とは異なる第三の停止態様で停止させる一方、

前記第二の許容条件が充足され、かつ前記ストップボタンが前記第二の操作条件に従つ

て操作されなかった場合には、前記複数のリールを前記第三の停止態様で停止させないものであり、

前記第三の停止態様は、

前記第一の停止態様よりも有利なものであり、

前記演出制御手段は、

前記第一の許容条件が充足された場合のうちの少なくとも一部の場合、および前記第二の許容条件が充足された場合のうちの少なくとも一部の場合において、第三の操作条件を少なくとも含む操作条件を示唆する演出を行わせるものであり、

前記第三の操作条件は、

前記第一の操作条件および前記第二の操作条件の双方を充足させるものであることを特徴とする遊技台。

## 【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

上記課題を解決するため、本発明の遊技台は、

複数種類の図柄が施され、回転駆動される複数のリールと、

前記複数のリールを回転させ、遊技を開始させるために操作されるスタートレバーと、

前記複数のリールそれぞれに対応して設けられ、回転中の前記複数のリールを個別に停止させるために操作されるストップボタンと、

前記複数のリールを制御するリール制御手段と、

演出手段と、

前記演出手段を制御する演出制御手段と、を備えた遊技台であって、

前記リール制御手段は、

第一の許容条件が充足され、かつ前記ストップボタンが第一の操作条件に従って操作された場合には、前記複数のリールを第一の停止態様で停止させる一方、

前記第一の許容条件が充足され、かつ前記複数のリールに対応する前記ストップボタンが前記第一の操作条件に従って操作されなかった場合には、前記複数のリールを前記第一の停止態様で停止せず、

前記複数のリールのうちの少なくとも一部のリールを回転させることで前記複数のリールを前記第一の停止態様と同一または異なる第二の停止態様に切換える切換制御を実行可能に構成され、

前記第一の許容条件が充足された場合には、前記複数のリールが前記第一の停止態様で停止されたこと、および前記複数のリールに対応する前記ストップボタンが前記第一の操作条件に従って操作されたことのいずれか一つに加え、前記スタートレバーが操作されたことに基づいて、前記切換制御を実行する一方、

前記第一の許容条件が充足され、前記複数のリールが前記第一の停止態様で停止されなかった場合には、前記切換制御を実行せず、

前記第一の許容条件とは異なる第二の許容条件が充足され、かつ前記ストップボタンが第二の操作条件に従って操作された場合には、前記複数のリールを前記第一の停止態様とは異なる第三の停止態様で停止させる一方、

前記第二の許容条件が充足され、かつ前記ストップボタンが前記第二の操作条件に従って操作されなかった場合には、前記複数のリールを前記第三の停止態様で停止させないものであり、

前記第三の停止態様は、

前記第一の停止態様よりも有利なものであり、

前記演出制御手段は、

前記第一の許容条件が充足された場合のうちの少なくとも一部の場合、および前記第二の許容条件が充足された場合のうちの少なくとも一部の場合において、第三の操作条件を少なくとも含む操作条件を示唆する演出を行わせるものであり、

前記第三の操作条件は、

前記第一の操作条件および前記第二の操作条件の双方を充足させるものであることを特徴とする。